

障害者福祉課

議案第103号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに障害児通所支援の事業に関する事務を処理するに当たり、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定します。

1 制定根拠

児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項のほか、第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき、制定するものです。

2 区が新たに処理する事務

障害児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うことを目的とする事業の指定、変更、廃止及び指導を行います。

なお、平成24年の児童福祉法改正により、区では既に障害児通所支援の支給決定及び給付費の支給に係る事務を行っています。

3 条例の内容

区内の障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めます。なお、本条例で規定する基準は、事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、国が定める省令及び都が定める条例と同一の基準とします。

ただし、児童福祉施設（福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター）の最低基準については、別に定める「港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」によります。

4 条例の概要

別紙のとおり

5 施行期日

令和3年4月1日

4 条例の概要

章	対象事業等 (区内該当事業)	基本方針 (支援の概要)	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準	その他に規定している事項
第1章 (第1条～ 第4条)	総則	—	—	—	—	第1条～第4条 趣旨、定義、指定障害児通所支援事業者の一般原則、指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者
第2章 (第5条～ 第65条)	児童発達支援 (10施設)	第5条 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行う。	第6条～第9条 1 児童発達支援センター以外 (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 (2) 児童発達支援管理責任者 (3) その他(障害の特性に対応した者) (4) 管理者 2 児童発達支援センター (1) 嘱託医 (2) 児童指導員及び保育士 (3) 栄養士(40人以下の場合を除く) (4) 調理員(委託の場合を除く) (5) 児童発達支援管理責任者 (6) その他(障害の特性に対応した者) (7) 管理者 3 従たる事業所(児童発達支援センター以外)を設置する場合は、主たる事業所の従業者を配置	第10条・第11条 1 児童発達支援センター以外 指導訓練室、その他(訓練に必要な機械器具、設備等) 2 児童発達支援センター 指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、便所、その他(静養室、聴力検査室等、障害の特性に対応した設備、備品等)	第12条～第54条 管理者の責務、児童発達支援管理責任者の責務、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員、内容及び手続の説明及び同意、契約支給量の報告等、提供拒否の禁止、連絡調整に対する協力、サービス提供困難時の対応、受給資格の確認、障害児通所給付費の支給の申請に係る援助、心身の状況等の把握、指定障害児通所支援事業者等との連携等、サービスの提供の記録、通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等、通所利用者負担額の受領、通所利用者負担額に係る管理、障害児通所給付費の額に係る通知等、指定児童発達支援の取扱方針、相談及び援助、指導・訓練等、食事、生活上の便宜の供与等、健康管理、緊急時等の対応、通所給付決定保護者に関する区市町村への通知、定員の遵守、衛生管理等、協力医療機関、掲示、身体的拘束等の禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、事故発生時の対応、非常災害対策、会計の区分、記録の整備	第55条～第58条(共生型児童発達支援に関する基準) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準、共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準、共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準、準用(第5条、第8条及び第9条並びに前節(第16条を除く。))の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。 第59条～第65条(基準該当児童発達支援に関する基準) 従業者の配置の基準、設備及び備品等、利用定員、準用(第5条、第8条及び第4節(第16条、第28条第1項、第29条、第30条第1項、第34条、第36条、第45条及び第50条第2項を除く。))の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。)、指定生活介護事業所に関する特例、指定通所介護事業所等に関する特例、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例

章	対象事業等 (区内該当事業)	基本方針 (支援の概要)	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準	その他に規定している事項
第3章 (第66条～ 第76条)	医療型児童発達支援 (該当施設なし)	第66条 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行う。	第67条・第68条 1 診療所に必要とされる従業者 2 児童指導員 3 保育士 4 看護職員 5 理学療法士又は作業療法士 6 児童発達支援管理責任者 7 その他(障害の特性に対応した者) 8 管理者	第69条 診療所に必要とされる設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室、その他(身体の機能の不自由を助ける設備)	第70条～第76条 運営規程、利用定員、通所利用者負担額の受領、障害児通所給付費の額に係る通知等、通所給付決定保護者に関する区市町村への通知、情報の提供等、準用(第12条、第13条、第15条、第17条～第27条、第29条、第31条(第4項及び第5項を除く。))～第37条、第39条、第40条、第42条～第46条、第48条～第52条及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。)	—
第4章 (第77条～ 第88条)	放課後等デイサービス (13施設)	第77条 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	第78条・79条 1 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 2 児童発達支援管理責任者 3 その他(障害の特性に対応した者) 4 管理者 5 従たる事業所(児童発達支援センター以外)を設置する場合は、主たる事業所の従業者	第80条 指導訓練室(訓練に必要な機械器具等)、放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品	第81条～第83条 利用定員、通所利用者負担額の受領、準用(第12条～第15条、第17条～第27条、第29条～第33条、第35条、第37条～第44条、第46条～第49条、第50条第1項及び第51条～第54条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。)	第84条(共生型放課後等デイサービスに関する基準) 準用(第8条、第9条、第12条～第15条、第17条～第27条、第29条～第33条、第35条、第37条～第44条、第46条～第49条、第50条第1項、第51条～第57条、第77条及び第82条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。) 第85条～第88条(基準該当放課後等デイサービスに関する基準) 従業者の配置の基準、設備及び備品等、利用定員、準用(第8条、第12条～第15条、第17条～第27条、第30条第2項、第31条～第33条、第35条、第37条～第44条、第46条～第49条、第50条第1項、第51条～第54条、

章	対象事業等 (区内該当事業)	基本方針 (支援の概要)	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準	その他に規定している事項
						第63条～第65条、第77条及び第82条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。
第5章 (第89条～ 第96条)	居宅訪問型児童発達支援 1施設(港区立児童発達 支援センター)	第89条 障害児が日常生活における 基本的動作及び知識技能を 習得し、並びに生活能力の 向上を図ることができるよ う、当該障害児の身体及び 精神の状況並びに置かれ ている環境に応じて、適切 かつ効果的な支援を行う。	第90条・第91条 1 訪問支援員 2 児童発達支援管理責任者 3 管理者	第92条 事務室、受付等のスペースのほ か、指定居宅訪問型児童発達支 援の提供に必要な設備及び備品	第93条～第96条 身分を証する書類の携行、通所利用者負担額の 受領、運営規程、準用(第12条、第13条、第 15条、第17条～第27条、第29条～第31条 (第4項及び第5項を除く。)、第32条、第33 条、第35条、第37条、第38条、第40条～第 44条、第46条、第48条、第49条、第50条第 1項、第51条、第53条、第54条及び第75条 の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業 について準用する。)	—
第6章 (第97条～ 第101条)	保育所等訪問支援 2施設(港区立児童発達 支援センターほか1施 設)	第97条 障害児が障害児以外の児童 との集団生活に適應するこ とができるよう、当該障害 児の身体及び精神の状況並 びに置かれている環境に応 じて、支援を適切かつ効果 的に行う。	第98条・第99条 1 訪問支援員 2 児童発達支援管理責任者 3 管理者	第100条 事務室、受付等のスペースのほ か、指定保育所等訪問支援の提 供に必要な設備及び備品	第101号 準用(第12条、第13条、第15条、第17条～ 第27条、第29条～第31条(第4項及び第5項 を除く。)、第32条、第33条、第35条、第37 条、第38条、第40条、第42条～第44条、第 46条、第48条、第49条、第50条第1項、第 51条、第53条、第54条、第75条及び第93条 ～第95条の規定は、指定保育所等訪問支援の事 業について準用する。)	—
第7章 (第102条～ 第104条)	多機能型事業所 10施設(港区立児童発達 支援センターほか9施 設)	上記5事業のほか、障害者 の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法 律に基づく生活介護、自立 訓練、機能訓練、就労移行 支援、就労継続支援の事業 のうち2つ以上の事業を一 体的に行う事業所	—	—	—	第102条～第104条 従業者の配置の基準に関する特 例、設備の特例、利用定員に関 する特例
第8章 (第105条)	雑則	—	—	—	—	第105条 委任